# [事案 29-59] 手術・入院給付金支払請求

· 平成 30 年 1 月 17 日 和解成立

### <事案の概要>

不担保となる部位に生じた疾病が原因であるとして入院・手術給付金の支払いを拒否された ことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

子宮の高度異形成に係る入院および手術について、以下の理由により、平成 29 年 1 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)募集人から、別会社で加入していた医療保険からの切り替えを勧められたが、高度異形成で手術をしたこともあり、保険を切り替える意思はなかった。
- (2) 告知書に高度異形成であると記入したところ、募集人から、「割増保険料を支払えば大丈夫」と言われたことにより、割増保険料を支払えば、特定部位についての不担保期間はなくなると思った。

## <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院および手術は子宮・子宮附属器に生じた疾病を原因としたものであり、本契約において責任開始後3年間は給付金の支払対象外とされている。
- (2)募集人および営業部長は、契約前の段階で、申立人に対して子宮および子宮附属器に生じた疾病について責任開始後3年間は不払いとなる旨説明しており、申立人は承諾書に自署している。

### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人、募集人および募集人上司である営業部長に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、割増保険料の支払いにより子宮・子宮附属器について部位不担保の条件が付かない契約が成立したとは認められないが、以下の事情から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、病歴もあり、もともと積極的に保険の乗換えを望んでいたわけではないにもかかわらず、募集人の勧めにより乗換えをしたが、希望の特約は付加されず、かつ、3年間の部位不担保が設定されるという不利な乗換えになっている。このような乗換えにあたっては、募集人は、より慎重に保険内容の説明を行い、乗換えのリスクを十分に説明した上で、加入意思の確認をすべきだったが、本件では申立人の仕事の合間に短時間で説明が行われており、募集人において、適切な説明および意思確認が行われたかは疑問が残る。
- (2) 募集人の事情聴取によれば、募集人は、保険を乗り換えるリスクや部位不担保に関する理解の程度が不十分である可能性が高いと判断される。